

会議の名称	議会運営委員会 協 議 会	開催月日・令和7年12月19日 開会時間・午前・午後09時58分 閉会時間・午前・午後11時07分
出席者	南谷 佳寛 豊島 保夫 野口 佳宏 後藤 徹 安藤 誠 河崎 周平	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者	花村 隆	
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・追加議案について ・一般質問要旨通告書等の様式について ・その他 	

【開会＝午前 09 時 58 分】

南谷佳寛委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の審議事項はタブレット端末の議会運営委員会フォルダに格納したとおりであります。

はじめに追加議案について、執行部から説明願います。副市長、お願いします。

國枝副市長

今定例会において追加議案のご審議をお願いすることとなりましたので、よろしくお願いします。

付議する案件の内訳は、専決処分の報告 1 件、条例の一部改正 1 件、令和 7 年度補正予算 3 件、以上 5 件です。それでは順次ご説明いたします。

追加議案書の 3 ページをお願いします。「報第 12 号 専決処分の報告について」です。

市が行った給食費に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがあったため、給食費請求の訴えを提起しました。このことについて、4 ページのとおり専決処分により定めましたので、報告するものです。

請求金額は 38 万 2,980 円で、請求の内容は令和 4 年度から令和 6 年度までの未払給食費の支払いを求めるものです。

次に、5 ページをお願いします。「議第 98 号 羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」です。

国家公務員の一般職の職員の給与に係る令和 7 年 8 月人事院勧告を踏まえ、条例の一部を改正するものです。主な改正内容をご説明します。議案要綱の 3 ページをお開きください。

まず、「第 1 羽島市職員の給与に関する条例の一部改正」についてです。「2 通勤手当の改定」については、距離区分に応じて、200 円から 7,100 円までの幅で引上げを行うものです。

次に、「3 期末手当の改定」及び「4 勤勉手当の改定」についてはボーナスの改定で、一般職員等の令和 7 年 12 月期の支給割合をそれぞれ 0.025 月分、合わせて 0.05 月分を引き上げるものです。

また、「5 給料表の改定」については、初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ、全ての給料表の給料月額につい

て引き上げを行うものです。

その他、「第2」において、常勤の特別職職員の令和7年12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるとともに、「第4」において、一般職職員の期末手当の改定に伴い、会計年度任用職員の期末手当の準用における、読み替えを行う支給率の改正を行うものです。

なお、常勤の特別職職員の期末手当が引き上げとなった場合には、同様に市議会議員の期末手当についても0.05月分引き上げられることとなります。

この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものです。

議案書にお戻りいただき、32ページをお願いします。「議第99号 令和7年度羽島市一般会計補正予算（第9号）」についてです。歳入歳出予算に3億2,567万4,000円を追加し、総額を287億6,602万4,000円とするものです。

補正内容は、給与改正に伴う職員人件費の増及び物価高対応子育て応援手当支給事業等です。財源としては、国庫補助金及び基金繰入金等を充てるものです。

次に、62ページをお願いします。「議第100号 令和7年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてです。歳入歳出予算に93万円を追加し、総額を67億250万4,000円とするものです。

補正内容は、市・郡二町介護認定審査会事業特別会計負担金です。財源としては、繰入金を充てるものです。

次に、67ページをお願いします。「議第101号 令和7年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）」についてです。歳入歳出予算に169万4,000円を追加し、総額を3,639万円とするものです。

補正内容は給与改正に伴う職員人件費の増です。財源としては、分担金を充てるものです。

以上、今定例会においてご審議をお願いする追加議案について、その概略を説明しました。よろしく申し上げます。

南谷佳寛委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

南谷佳寛委員長

執行部はご退席いただいて結構です。

〔執行部退席〕

南谷佳寛委員長	<p>続いて、先ほど副市長から説明のありました追加議案の取り扱いを含め、最終日の議事運営について、局長から説明願います。</p>
議会事務局長	<p>議会最終日における追加議案の取り扱い及び議事運営について説明します。</p> <p>最終日は、まず、議会運営委員会の委員長報告をしていただき、お手元に配付してあります議事日程のとおり、現在審議中の「日程第2 議第76号」から「日程第25 請第2号」まで、採決まで進めていただきます。</p> <p>続いて、先ほど副市長から説明のありました追加議案を日程に追加し、報第12号から議第101号までの5件を議題とし、説明、質疑を行い、議第98号から議第101号までの4件は、委員会付託を省略、討論を行い、採決まで進めていただきます。</p> <p>なお、追加議案については、本日の議会運営委員会終了後、タブレットに配付し、全議員にお知らせしますのでご承知おきください。</p> <p>本会議最終日の会議について説明させていただきます。本会議終了後、第一委員会室において、全員協議会を開催し、その後、議会運営委員会を開催、続いて広報広聴委員会を開催します。</p> <p>また、午後1時から議員のみの全員協議会を開催し、その後、議員定数・報酬等検討特別委員会を開催しますので、よろしく願います。</p>
南谷佳寛委員長	<p>局長から説明のあったとおりに進めたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>では、そのように取り計らうことといたします。</p> <p>続いて、「一般質問要旨通告書などの様式について」を議題とします。議会改革特別委員会委員長の安藤委員から報告願います。</p>
安藤議会改革特別委員長	<p>委員会では、お手元に配付してありますとおり、一般質問要旨通告書の様式を変更することになりました。</p> <p>これは、先の全員協議会において、他市の様式等を参考に再度、調査研究してほしいとの指摘ありましたことから、他市議会の様式等を調べましたところ、資料にありますと</p>

南谷佳寛委員長	<p>おり、質問事項の背景や目的などを記載し、質問事項をより詳細に記載している他市議会が多くありましたので、その様式を参考に作成しました。</p> <p>また、議案質疑や委員会質問についても、分かりやすく詳細に質問事項が記載できるよう様式を統一する案を作成しました。併せてご協議をよろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの報告について、何かご意見等ございますか。</p>
豊島委員	<p>今初めて拝見いたしましたので、十分に熟読できているわけではありませんが、確認させていただきます。</p> <p>この例題を見ると、質問事項が1回目、2回目と分かれています。これは一問一答方式という意味で捉えてよろしいでしょうか。</p>
安藤議会改革特別委員長	<p>一般質問要旨通告書の様式についての報告でございます。一問一答方式の詳細な変更については、この後の議題で改めて報告させていただく予定です。</p>
河崎委員	<p>様式の件で2点伺います。背景や質問事項を詳細に記載するとのことですが、議場にいられた傍聴者の方々にも同様のものが配布されるのでしょうか。</p> <p>もう一点は議案質疑の様式についてです。3ページ目の例では、議案質疑の種類に丸印を付ける形になっていますが、Excelの書式上、図形としての丸印はズレが生じやすい欠点があります。</p> <p>運用上の話ではありますが、可能であればチェックボックス形式など、ズレが生じないような様式にしていけないでしょうか。</p>
議会総務課長補佐	<p>傍聴者への配布についてですが、現在も通告書は傍聴者にお渡ししておりますので、新しい様式になってもすべてお渡しする形になります。</p> <p>書式については、チェックボックス化を含めて検討させていただきます。</p>
議会総務課長	<p>補足いたします。傍聴者への配布やホームページでの公開の目的は、執行部のためだけではなく、一般市民が傍聴やライブ配信をご覧になる際、質問の経緯や背景が示されていることで、どのような意図で質問がなされているのかを分かりやすくする狙いがあります。</p>

河崎委員	<p>少し細かい点ですが、一般質問の様式の1枚目には氏名が記載されますが、2枚目以降の詳細ページでは議席番号のみの表示となります。</p> <p>ページが分割された際、どの議員の質問であるかが分かりにくくなる可能性があるため、議席番号の隣に名前を入れる枠を設けてはどうか。資料が連続している前提であれば不要な作業かもしれませんが、ご検討をお願いします。</p>
安藤議会改革特別委員長	承知いたしました。直します。
南谷佳寛委員長	<p>確認ですが、1枚目の表題に続き、2枚目以降で具体的に聞きたい内容を1回目、2回目、3回目と詳しく書いていくことになり、通告書の形式は今までと全く変わるということですね。</p>
安藤議会改革特別委員長	<p>全く変わります。議場でよく使われる「関連質問」についても、あらかじめここへ記載していただくこととなります。</p>
南谷佳寛委員長	<p>そうなると、表題が3つあれば、2枚目以降の紙を3枚提出することになるんですね。</p>
豊島委員	<p>あまり理解できないんですが、例えば道路の整備について質問する場合、それについての質問要旨を別紙で作成するという理解でよろしいですか。</p>
南谷佳寛委員長	<p>例にあるとおり、例えば「魅力ある街づくりについて」という表題について、次のページにその詳細な質問事項を連ねていくこととなります。作成は大変です。</p>
安藤議会改革特別委員長	<p>これまでは執行部との事前の打合せにおいて言葉のみでのやり取りが多く、認識の行き違いが生じることもありました。</p> <p>文章で「何を聞きたいか」を具体的に明記することで、手間はかかりますが、より正確な質疑が可能になると考えています。</p>
南谷佳寛委員長	質問事項の1回目、2回目という欄に、原稿のほとんど

	の内容を書き込むことになるのでしょうか。
豊島委員	今定例会でもありましたが、執行部の答弁を受けて、その数字や内容に基づき深掘りする質問についてはどう扱うのですか。
安藤議会改革特別委員長	基本ルールとして、通告のない質問はできません。
豊島委員	答弁が分からない状態で、当日答弁をいただくわけです。通告の話は分かりますが、理事者側の答弁がないのに、すべて書くんですか。
安藤議会改革特別委員長	すべて書いていただくということです。
豊島委員	通告書に記載がない場合はすべて門前払いですか。
野口委員	現在のフォーマットでも、新しいフォーマットでも、通告していない質問ができない点は変わりませんよね。 今はフォーマットをどうするかという話をしていますので、再質問の作法や運用の議論は別の話だと思います。
後藤國弘議長	豊島委員が懸念されているのは、通告後に執行部と打合せをする中で、「ここをもう少し踏み込んで聞きたい」となった場合も質問できないのか、ということかと思います。
豊島委員	過去の事例や今定例会を見ても、執行部の答弁に対し、現場の実態と異なると感じてさらに踏み込みたい場面があります。しかし、あらかじめ通告していないと結局それ以上入り込めないということなのか。 後から訂正されるよりもそのほうが。
野口委員	議長がおっしゃるようなやり取りは、今のフォーマットでも行われていますし、新しいフォーマットでも可能です。担当課と事前に打合せを行い、了承が得られていれば発言はできるんじゃないですか。
安藤議会改革特別委員長	今回の改正は、今まで言葉だけであったものを具体的に書面化しようという提案であると認識しています。

河崎委員	説明の内容は理解いたしました。一点想定しておきたいのですが、一標題あたり何ページ程度のボリュームを想定していますか。自身の原稿はかなりの枚数で、それをすべて載せることもできてしまいますが。
安藤議会改革特別委員長	あくまで執行部に質問の意図が伝わればよいため、思いを要約して記載していただき、詳細は打合せで補完していただければ結構です。
南谷佳寛委員長	ということでよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
南谷佳寛委員長	質問様式については報告のとおりとし、議長に報告した上で、全員協議会で報告することといたします。 続いて議会改革特別委員会からの報告事項がありますので、安藤委員から報告願います。
安藤議会改革特別委員長	一般質問の質疑応答の方式としまして、資料のとおり、いくつかの方式がございます。委員会ではこれらの方式について協議し、羽島市議会における方式は完全な一問一答方式に変更することに決しました。 現在は、質問の各標題の第1項目の質問を演壇で行い、1 標題目の第2項目から質問席において、順に一問一答の方式で行っていますが、変更後は、1 標題目の第1項目のみ演壇で質問し、質問席において、残りの質問をすべて一問一答方式で行うものです。ご協議よろしく願います。
南谷佳寛委員長	ただいまの報告について、何かご意見等ございますか。
河崎委員	一項目ずつ一問一答を行うという変更は、非常に分かりやすく賛成です。この方式に変更するに至った経緯を教えてください。
安藤議会改革特別委員長	議員はルールを知っていますが、傍聴者からは、演壇で質問した後に質問席に戻って質問する形だと、今何について質問しているのかが分かりにくいという声がありました。傍聴者にとっての分かりやすさを考えての変更となります。 最初の挨拶と、第1 標題の最初の質問だけを演壇で行い、答弁を受けた後はそのまま質問席で2 回目以降を続けると

	<p>ということです。</p>
豊島委員	<p>以前、議会改革特別委員会でこの件を議論していただくように話したことがあります。</p> <p>また、県議会や近隣市などの事例を挙げ、分割方式や一括方式との併用をやられております。羽島市の場合、どのような位置づけ、名称になるのでしょうか。</p>
議会事務局長	<p>今回提案しているのは、純粋な一問一答方式です。これまでは羽島市独自の変則的な方式でしたが、一問ずつ進んでいくものが本来の一問一答方式です。</p>
豊島委員	<p>分割方式ではないんですね。</p>
議会事務局長	<p>分割方式ではありません。資料の最終ページにあるとおり、分割方式は標題の全項目を一括で質問し、一括で答弁を受ける形です。</p>
豊島委員	<p>県議会はその併用をやっていますが、それはやらないということですか。</p>
安藤議会改革特別委員長	<p>おしゃるとおりです。</p>
河崎委員	<p>今議会でも時間の都合で質問をまとめて行う「分割質問」のような形が見られましたが、今後はそのような変則的なやり方はせず、原則として一問一答のみとするという理解でよろしいでしょうか。</p>
安藤議会改革特別委員長	<p>おっしゃるとおりです。</p>
南谷佳寛委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>続いて、再度、議会改革特別委員会からの報告事項がありますので、安藤委員から報告願います。</p>
安藤議会改革特別委員長	<p>委員会では、反論権について協議し、執行部が議員提案の議案などに対する質問できるよう、その取り扱いを変更</p>

	<p>することとなりました。</p> <p>反論権については、資料のとおり、名称を議員提案事件への質問権とし、反問権と併せた取り扱いの指針を作成しましたので、ご協議よろしく申し上げます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ただいまの報告について、何かご意見等ございますか。</p>
河崎委員	<p>議員提案事件とは具体的にどのようなものを指しますか。資料には条例の提案や議案の修正、決議などの政策提案が挙げられていますが、議員発議以外にどのようなケースが想定されますか。</p>
安藤議会改革特別委員長	<p>具体的な事例を挙げるのは難しいですが、議員提案に対して執行部側が「これはいいことですね」とか「これは何を言っているんですか」のような場合に権利を行使することになります。</p>
議会事務局長	<p>議員から提出された条例案や予算の修正案、決議案などに対し、執行部側が質問を行う権利です。</p>
南谷佳寛委員長	<p>この質問権が行使される際、反問権のように時間は止まるのでしょうか。</p>
議会事務局長	<p>時間は止まりません。イメージとしては、議員が提案説明を行った後、議長が「質疑はありますか」と問いかける際に、あわせて「執行部からも質問はありますか」と確認する形になります。</p>
河崎委員	<p>例えば、常任委員会の委員長が委員会報告を行った際、それに対して執行部から手が挙がるというようなイメージでしょうか。</p>
議会事務局長	<p>それは想定していません。</p>
後藤國弘議長	<p>「議員提案事件への質問権」は、質疑の場面で行うのか、それとも討論の場面で行うのか、明確にしてください。</p>
議会事務局長	<p>質疑の場面で行います。</p>
議会総務課長補佐	<p>議員や委員会からの発議について、提案理由の説明が終わった後の質疑の時間において、議員に続いて執行部側も</p>

南谷佳寛委員長	<p>質疑を行う流れになります。 議案質疑を行う日ではなくて、それ以外の初日や最終日にも行われることはあります。</p> <p>よろしかったでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>では、反論権についてはそのように取り扱うこととし、議長に報告し、全員協議会で報告します。</p> <p>議長、前回諮問された一般質問の質問量について、確認のため、再度説明願えますか。</p>
後藤國弘議長	<p>一般質問要旨通告書について、多くの質問を記載して提出されることは、議論が活発化して結構なことですが、今議会、あまりにも多くの質問を記載して、結果、質問時間中に全部の項目を質問できない事象が散見されます。</p> <p>質問できなかった項目は、執行部が時間をかけて答弁書を作成していること、傍聴者をはじめとする市民がその項目を質問することを期待していたかもしれないことなどから、質問時間内にすべての質問が終了できるような質問量とするよう、全議員に周知したいと考えておりますが、議会運営委員会でご意見などを伺いたいと思います。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ただいまの議長からの諮問について、何かご意見等ございますか。たしかに今定例会でそのようなことがありました。</p>
河崎委員	<p>議長のおっしゃるとおりだと思います。私自身も前回の議会でも時間をオーバーしてしまい、申し訳なく思っております。</p> <p>一方で、合わせて検討していただきたいのが、持ち時間の関係です。現在は議員と執行部あわせて50分ですが、答弁の長さは読めない部分があるので、議員側の時間を例えば30分と定めてタイマーを止められるようにすれば、ペース配分がしやすくなります。答弁の長さによって時間が足りなくなるリスクを避けるためにも、合わせて検討されたほうが良いと思います。</p>
豊島委員	<p>質問の時間配分は各議員の自覚に委ねるべきという議長の確認には賛成です。</p>

	<p>河崎委員の提案ですが、以前、全員協議会でも申しあげました。質問者の持ち時間を厳格に定め、答弁時間は含めないという形について、一歩進んで、そうした時間制限のあり方についても議会改革特別委員会などで議論していただけたらと考えます。</p>
後藤國弘議長	<p>現行の規則の中で、時間内に収まる質問量とするよう、皆さんに徹底をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>では、議長から全員協議会への報告をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長、そのほかよろしかったですか。</p>
後藤國弘議長	<p>会議録署名議員は、その会議中は常時議席に着いていなければなりません。仮に、除斥や生理現象などで離席すると、その議員は会議録署名ができません。会議録署名議員は2人ですので、署名議員が離席した場合、議長はすぐに次の署名議員を指名する必要があります。</p> <p>そこで、会議録署名議員の指名を現在の2名から3名にして、不測の事態に対応できるようあらかじめ人数を増やして指名しては、と考えています。</p> <p>なお、署名議員を3名とする場合、会議規則第87条の規定中「2人」とあるのを「2人以上」と改正する必要があります。よろしく申し上げます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ただいまの議長からの諮問について、何かご意見等ございますか。</p>
野口委員	<p>3人にするのは賛成いたします。</p>
議会総務課長補佐	<p>デメリットとしては署名の手間が一人増えることはあります。</p> <p>あらかじめ会議録研究所に聞いてみたんですが、多くの自治体ではあらかじめ3人署名するという事はやっていません。予備の議員を準備しておく議会もありますが、最初から3名指名しておく方がスムーズかと考えます。</p>
安藤誠委員	<p>3名指名したうち、一人が生理現象等で離席した場合で</p>

議会総務課長補佐	<p>も、残りの2名の署名があれば会議録として成り立つ、という理解でよろしいですか。</p> <p>自治法上は「2人以上」という規定がありますので2人以上であれば問題ありません。</p>
南谷佳寛委員長	<p>では、そのように取り計らうことといたします。その他、何かございますか。</p>
野口委員	<p>皆さんに謝罪と再考のお願いがあります。前回協議したハラスメント防止条例案について、事務局の説明が十分に理解できていない部分がありました。特に票ハラスメントについてです。もう一度説明の機会を設けていただけないでしょうか。</p>
南谷佳寛委員長	<p>局長より、票ハラスメントについて再度説明してください。</p>
議会事務局長	<p>票ハラスメントについて、前回の会議における説明に不十分な点がありましたので、改めて詳細を説明いたします。</p> <p>まず現状についてですが、議会のハラスメントに関する条例の中に票ハラスメントを規定している例は、全国的に見ても福岡県と大阪府の2府県、および自治体では利島村の1村に留まっております。これら3つの事例においては、条例上の定義として「票ハラスメント」と特定はしておらず、準備活動を含む選挙活動全般におけるハラスメントという、非常に広い範囲を対象としています。</p> <p>具体的な内容までは明記されておりませんが、市民がハラスメントの加害者となる場合だけを想定しているのではなく、議員や議員になろうとする者が加害者になる場合も想定した内容となっています。また、これら3自治体の条例はすべて実効性を伴うものであり、ハラスメントに関する相談があった場合には、聞き取りなどの調査を実施し、それに基づいた措置や助言等を行う仕組みとなっております。</p> <p>本市議会のハラスメント防止条例案は「理念条例」として検討されています。仮にこれを実効性のある条例とするならば、相談を受けた後、議員で構成される対策委員会が調査及び事実認定を行い、その結果に不服がある場合は第三者審査会へ諮問した上で、さらなる調査や事実認定に基づき措置を講じるという流れになります。</p>

	<p>しかしながら、このような実効性を伴う条例を実際に羽島市議会で運用することは困難であると考え、以前の会議においては、もし導入するのであれば理念条例として取り扱うべきであるとの旨を説明いたしました。今回、理念条例案として、第3条第6号に票ハラメントの定義を、第6条第4号に議員になろうとする者の責務を、さらに第7条に市民の責務を盛り込んでおります。</p> <p>しかし、条例案を作成する過程において事務局が感じた懸念事項がございます。選挙活動中のハラメントには様々な形態がある中で、なぜ票ハラメントのみを議会ハラメント防止条例に取り上げ、市民が加害者となる場合のみを想定して市民に責務を負わせるのか、といった批判を招く恐れがあります。</p> <p>その結果として、本条例が「議員の身を守るためだけのもの」という印象を市民に与えてしまうのではないか、という点を危惧しております。</p> <p>票ハラメントは当然ながら許容されるべき行為ではありませんが、今回の条例にこれを規定することについては、以上の観点から懸念があると考えております。</p>
野口委員	<p>以前は条例に載せることに賛成していましたが、事務局の説明を聞いて、やはり票ハラメントだけを取り上げて条例に載せることには違和感を覚えるようになりました。</p> <p>審査会を開くというのも違和感があります。</p>
後藤國弘議長	<p>私も違和感を抱いています。第一に、議会が市民に対して一方的に責務を課すような条例を作ること自体が適切なのかという点。第二に、この部分だけが実効性を伴わない理念条例となってしまう、条例全体の調査・審査の流れから浮いてしまうという点です。以上の2点から、再検討していただけたらと思います。</p>
河崎委員	<p>確認ですが、通常ハラメントは「執行部対議員」など組織内の関係が対象ですが、票ハラメントだけは有権者である「市民すべて」が対象になるということでしょうか。</p>
議会事務局長	<p>そのとおりです。有権者の方々が対象となります。</p>
南谷佳寛委員長	<p>どうでしょうか。再度検討しますか。</p>

議会総務課員	削除する場合は本日結論を出していただきたいと思 います。
南谷佳寛委員長	どうでしょうか。
野口委員	票ハラメントだけというのは違うと 思っているの、削除したほうが いいと思います。
河崎委員	これだけが異質なので、今回に 関しては削除でいいと思 います。
後藤徹委員	条例の趣旨にそぐわない部分 があるのであれば、削除し て問題ないと考えます。
安藤委員	私も削除で異論ありません。
南谷佳寛委員長	削除してもいいですか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
南谷佳寛委員長	それでは、票ハラメントにつ いては削除することと決 定いたしました。この件も全 員協議会で報告することと いたします。 副議長、何かございますか。
	〔発言なし〕
南谷佳寛委員長	以上で議会運営委員会を終 了します。
	【閉会＝午前 11 時 07 分】